令和<u>5</u>年度 放射線取扱主任者試験 正誤票

	令和5年8月23日
試験日 試験区分	1 時限目(10:00 ~ 11:15)
	第1種 第2種
課目	法令
	ページ:7
	問題番号:問13
	選択肢B
誤記内容	(誤)・・・それぞれ下限数量に <u>5</u> 万を乗じて・・・
	(正)・・・それぞれ下限数量に <u>1</u> 万を乗じて・・・

第 1 種

令和5年度 放射線取扱主任者試験

第1種法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示が あるまで見てはいけません。

- 1 試験時間:10:00~11:15(1時間15分)
- 2 問題数: 五肢択一式 30問(60点満点)(16ページ)

3 注意事項:

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル(HB又はB)、鉛筆削り、 消しゴム、時計(計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可)に限ります。
- ② 計算機(電卓)、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を 挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。 なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、 試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失った ものとみなします。

4 解答用紙(マークシート)の取扱いについて:

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル (HB又はB) を使用してください。また、記入を 訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に<u>氏名・受験地・受験番号</u>を忘れずに記入してください。<u>特に、受験番号</u>は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択(マーク)してください。<u>2 つ以上選択している</u> 場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律(以下「放射性同位元素等規制法」という。)及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は()つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各間について、5 つの選択肢のうち、適切な答えを 1 つだけ、選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 放射性同位元素等規制法の目的に関する次の文章の A C に該当する語句について、 放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

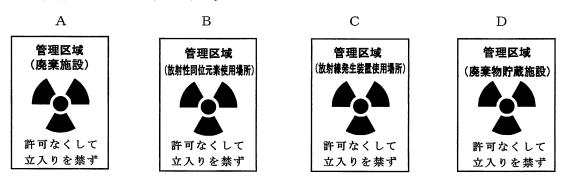
『第1条 この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄 その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は A によって汚染された物 (以下「B」」という。)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線 障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、 C の安全を確保することを目的とする。』

Α В C 1 放射線発生装置から発生した放射線 放射化物 公共 2 放射線発生装置から発生した放射線 放射性汚染物 公共 3 放射性同位元素 放射性同位元素等 公共 4 放射性同位元素 放射性汚染物 放射線施設に立ち入る者 5 放射性同位元素 放射性同位元素等 放射線施設に立ち入る者

- **問2** 用語の定義に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。
 - A 防護区域とは、「放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所」をいう。
 - B 防護従事者とは、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの」をいう。
 - C 廃棄作業室とは、「放射性同位元素等を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又は放射性同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする作業を行う室」をいう。
 - D 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性 同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

- 問3 放射線発生装置に関する次の文章の下線部の原子力規制委員会が定める線量当量率について、 放射性同位元素等規制法上定められているものは、下記の選択肢のうちどれか。
 - 『第2条 法第2条第5項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置(その表面から10センチメートル離れた位置における最大線量当量率が原子力規制委員会が定める線量当量率以下であるものを除く。)とする。
 - (1) サイクロトロン
 - (2) シンクロトロン
 - (3) シンクロサイクロトロン
 - (4) 直線加速装置
 - (5) ベータトロン
 - (6) ファン・デ・グラーフ型加速装置
 - (7) コッククロフト・ワルトン型加速装置
 - (8) その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため 必要と認めて原子力規制委員会が指定するもの』
 - 1 70マイクロメートル線量当量率について100ナノシーベルト毎時
 - 2 70マイクロメートル線量当量率について300ナノシーベルト毎時
 - 3 1センチメートル線量当量率について600ナノシーベルト毎時
 - 4 1センチメートル線量当量率について100マイクロシーベルト毎時
 - 5 1センチメートル線量当量率について250マイクロシーベルト毎時
- **問4** 密封された放射性同位元素のみの使用の許可を受けようとする者が、原子力規制委員会に提出 する申請書に記載しなければならない事項として、放射性同位元素等規制法上定められているも のの組合せは、次のうちどれか。
 - A 使用の場所
 - B 使用の目的及び方法
 - C 使用施設の位置、構造及び設備
 - D 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

- **問5** 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合 せはどれか。
 - A 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える密封された放射性同位元素であって機器に 装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員 会の許可を受けなければならない。
 - B 放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
 - C 表示付特定認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付特定認証機器ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - D 放射線発生装置のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、 原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ
- 問6 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、 この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位 元素等規制法上で定めるものとする。



1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

- **問7** 貯蔵施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められている ものの組合せはどれか。
 - A 貯蔵施設には、出入りする者を常時監視するための設備を設けること。
 - B 貯蔵施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること。
 - C 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設ける こと。
 - D 貯蔵施設は、その主要構造部等を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
 - 1 A&B 2 A&C 3 A&D 4 B&C 5 B&D
- **問8** 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められている ものの組合せはどれか。
 - A 排気設備には、その故障が生じた場合において放射性同位元素によって汚染された空気の広がりを急速に防止することができる装置を設けること。
 - B 排水浄化槽は、排液を採取することができる構造又は排液中における放射性同位元素の濃度 を測定することができる構造とし、その出口には、排液の流出を調節する装置を設け、かつ、 その上部の開口部は、蓋のできる構造とし、又はその周囲に柵その他の人がみだりに立ち入ら ないようにするための施設を設けること。
 - C 焼却炉は、排気設備に連結された構造とすること。
 - D 固型化処理設備は、放射性同位元素等が漏れ又はこぼれにくく、かつ、粉じんが飛散しにく い構造とすること。
 - 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて
- **問9** 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち、変更の許可を要しない軽微な変更として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 密封された放射性同位元素の1週間における使用時間数を30時間から20時間に変更する場合
 - B 使用施設の同一管理区域の一部を縮小する場合(ただし、工事を伴わないものに限る。)
 - C 同一事業所内にある独立した2つの保管廃棄設備のうち、1つを廃止する場合
 - D 表示付認証機器である密度計3台を新たに追加して使用する場合
 - 1 A & B 2 A & C 3 B & C 4 B & D 5 C & D

- **問10** 次のうち、密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、変更の許可を受けようとするときに、申請書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。
 - A 使用の場所及び廃棄の場所の状況並びに標識を付する箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を記載した詳細平面図
 - B 変更の予定時期を記載した書面
 - C 放射線障害予防規程の変更の内容を記載した書面
 - D 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面
 - 1 A&B · 2 A&C 3 A&D 4 B&C 5 B&D
- **問11** 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量は、実効線量で1週間につき1ミリシーベルト以下としなければならない。
 - B 病院の病室における線量は、実効線量で3月間につき13ミリシーベルト以下としなければな らない。
 - C 工場又は事業所の境界における線量は、実効線量で3月間につき1.3ミリシーベルト以下としなければならない。
 - D 工場又は事業所内の人が居住する区域における線量は、実効線量で3月間につき250マイクロシーベルト以下としなければならない。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問12 放射性同位元素装備機器の設計認証に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第12条の2 放射性同位元素装備機器を A し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の B その他の C に関する条件について、原子力規制委員会の認証を受けることができる。』

	A	В	С
1	製造	年間使用時間	使用、保管及び運搬
2	販売	使用時間	使用、貯蔵及び廃棄
3	販売	年間使用時間	使用、保管及び運搬
4	製造	使用時間	使用、貯蔵及び運搬
5	製造	使用時間	使用、保管及び廃棄

- **問13** 新たに許可使用者となった者のうち、放射性同位元素等規制法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。
 - A 密封されていない銅64について、下限数量に10万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする貯蔵施 設に貯蔵する者
 - B 密封されていない硫黄35、クロム51について、それぞれ下限数量に5万を乗じて得た数量を 貯蔵能力とする貯蔵施設に貯蔵する者
 - C 5テラベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台及び5テラベクレルの密封されたイリジウム192を装備した照射装置2台を使用する者
 - D 10テラベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置1台を使用する者
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

- 問14 次のうち、陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。なお、陽電子断層撮影用放射性同位元素は、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置(更新、改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び1年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。)により製造される放射性同位元素であって原子力規制委員会の定める種類ごとにその1日最大使用数量が原子力規制委員会の定める数量以下であるものをいう。
 - A 炭素11
 - B ふっ素18
 - C ガリウム68
 - D 臭素76
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ
- **問15** 表面密度限度に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

	放射性同位元素	表面密度限度[Bq/	$^{\prime}\mathrm{cm}^{2}]$		
A	トリチウム	40			
В	プロメチウム147	40			
С	サマリウム147	4			
D	キュリウム244	4			
1 A	ABCのみ 2 ABDのみ	3 ACDのみ	4 BCDのみ	5	ABCDすべて

- 問16 密封されていない放射性同位元素の保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

 - B 作業室から放射性同位元素を持ち出すときは、容易に開封できない構造の容器に入れること。
 - C 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空気中濃度限度を超えないようにすること。
 - D 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
 - 1 A&B 2 A&C 3 B&C 4 B&D 5 C&D
- **問17** L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。
 - A 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
 - B 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的 作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
 - C みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう に、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
 - D 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えない こと。
 - 1 A & B 2 A & C 3 B & C 4 B & D 5 C & D

- **問18** 測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。 ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合を除く。
 - A 排水設備の排水口及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の 測定は、作業を開始した後にあっては、排水する都度(連続して排水する場合は、連続して) 行うこと。
 - B 排気設備の排気口及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の 測定は、作業を開始した後にあっては、排気する都度(連続して排気する場合は、連続して) 行うこと。
 - C 汚染検査室における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後にあっては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - D 管理区域の境界における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業を開始した後にあっては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ
- 問19 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せ はどれか。
 - A 許可使用者は、放射線発生装置の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子 力規制委員会に届け出なければならない。
 - B 届出使用者は、放射線管理の状況の報告に関する事項について定めなければならない。
 - C 許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関する業務の改善に関する事項について定めなければ ならない。
 - D 特定許可使用者は、放射線障害予防規程を変更しようとするときは、変更後の放射線障害予防規程を添えて、あらかじめ、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
 - 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

間20 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者に対する教育及び訓練の項目と時間数として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

ただし、対象者には、教育及び訓練の項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

項目時間数

A 地震、火災その他の災害が起こったときの措置 - 30分以上

B 電離放射線障害防止規則及び安全衛生規程 - 1時間以上

C 放射線の人体に与える影響 - 30分以上

D 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い - 1時間以上

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

- **問21** 放射線業務従事者の健康診断に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 初めて管理区域に立ち入る前の眼の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
 - B 管理区域に立ち入った後の皮膚の検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
 - C 問診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
 - D 健康診断結果の記録の写しの交付は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
 - 1 A&B 2 A&C 3 B&C 4 B&D 5 C&D
- **間22** 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合の措置に関する次の記述 のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 管理区域への立入りの禁止
 - B 管理区域への立入時間の短縮
 - C 放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換
 - D 必要な保健指導
 - 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

- **問23** 使用の廃止等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、その許可に係る放射性同位 元素のすべての使用を廃止するときは、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
 - B 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したときは、遅滞なく、 その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - C 届出賃貸業者が、その業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出 なければならない。
 - D 表示付認証機器届出使用者が、その届出に係るすべての表示付認証機器の使用を廃止したときは、廃止の日から3月以内に、その旨を原子力規制委員会が指定する機関に届け出なければならない。
 - 1 A&B 2 A&C 3 B&C 4 B&D 5 C&D
- **問24** 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは どれか。
 - A 届出販売業者からその届け出た種類の放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を 受けた放射性同位元素を所持することができる。
 - B 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
 - C 許可証に記載された種類の放射性同位元素のみを使用している許可使用者は、その許可に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止する際に所持している放射性同位元素を、届け出る廃止措置計画に定める計画期間の3月間は所持することができる。
 - D 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素等をその許可証に記載された 廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

- **間25** 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 特定許可使用者は、使用施設内での放射性同位元素の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - B 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は 超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置 を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - C 表示付認証機器使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直 ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならな い。
 - D 届出使用者は、使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が、原子力規制委員会が定める線量限度の10分の1を超え、又は超えるおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
 - 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

- 問26 次の許可届出使用者のうち、第1種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者を必ず選 任しなければならないものとして、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 研究のために下限数量の100倍の密封されていない放射性同位元素のみの使用をする者
 - B 研究のために放射線発生装置のみの使用をする者
 - C 診療のために放射性同位元素及び放射線発生装置のみの使用をする者
 - D 研究のために1個当たりの数量が下限数量を超え、10テラベクレル未満の密封された放射性 同位元素のみの使用をする者
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問27	放射線取扱主任者免	e 状の交付に関する	次の文章の A	→ D に該当する語句について、放
į	付性同位元素等規制法	5上定められている	ものの組合せは、	下記の選択肢のうちどれか。
r	第 35 条			
,	5 原子力規制委員会	は、次の各号のいっ	ずれかに該当するネ	觜に対しては、放射線取扱主任者免状の
	交付を行わないこと	ができる。		
(1) 次項の規定により	放射線取扱主任者	f免状の A を命	みぜられ、その命ぜられた日から起算し
	てBを経過した	ない者		
((2) この法律又はこの)法律に基づく命令	の規定に違反して	て、 C 以上の刑に処せられ、その執
	行を終わり、又は勢	執行を受けること が	ぶなくなった日から	起算して D を経過しない者
	6 原子力規制委員会	は、放射線取扱主	任者免状の交付を	受けた者がこの法律又はこの法律に基
	づく命令の規定に違	反したときは、その	の放射線取扱主任	者免状の A を命ずることができる。』
				·
	A	В	С	D
1	失効	2年	罰金	1年
2	失効	1年	禁固	2年
3	失効	2年	禁固	2年
4	返納	1年	罰金	2 年
5	返納	2年	罰金	1年

問28 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射 性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、 A にその職務を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に B は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、 放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の C ならない。』

	A	В	С
1	確実	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	指示に従わなければ
2	誠実	立ち入る者	意見を尊重しなければ
3	正確	立ち入る放射線業務従事者	指示に従わなければ
4	確実	立ち入る者	意見を尊重しなければ
5	誠実	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	意見を尊重しなければ

- 問29 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。
 - A 出張の期間が30日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後に、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
 - B 出張の期間が30日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後に、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
 - C 出張の期間が10日であったので、第3種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
 - D 出張の期間が3日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
 - 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問30 等価線量限度に関する次の文章の A ~ C に該当する数値について、放射性同位元素等 規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。ただし、次の文章中、「前 条第4号に規定する期間」は「本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実 を知ったときから出産までの間」とする。

『第6条 規則第1条第11号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト及び平成13年4月 1日以後5年ごとに区分した各期間につき A ミリシーベルト
- (2) 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき B ミリシーベルト
- (3) 妊娠中である女子の腹部表面については、前条第4号に規定する期間につき C ミリシーベルト』

	A	В	С
1	100	200	1
2	150	300	1
3	150	300	2
4	100	500	2
5	150	500	2